

アミューズメントカジノ等を営む皆様へ

偶然の勝敗に関して財物を賭ける行為は 賭博罪に該当する可能性があります

例：チップを賭けて得喪を争い、獲得チップを財物に交換すること
注意：選手契約など名目を問わず財物を得ている場合、取締りの対象となる可能性があります

遊技の結果に応じた賞品の提供は 風営適正化法※により禁止されています

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

例：獲得したチップを賞品（店内販売の飲食物を含む）に交換すること
例：店内でのトーナメント順位に応じ賞品提供すること
注意：風俗営業を営む者以外の者が、風俗営業を営む者と意を通じて賞品提供を行った場合、取締りの対象となる可能性があります

事例1

アミューズメントカジノ店の経営者Aは、自身の店舗及び他人が経営する店舗において、客が獲得したチップに相当する賞金を、Aが理事を務める法人の口座から客の口座に「競技者支援」名目で振り込んで、トランプ賭博を行わせた。Aを含む主催者10人を賭博開張図利罪で、客14人を賭博罪で逮捕するなど合計60人を検挙した。Aは懲役2年（執行猶予4年）の判決が確定し、風俗営業許可を返納した。

事例2

アミューズメントカジノ店の経営者Bは、雑居ビルの一室において、トランプ賭博を行わせていたことから、Bを含む主催者9人を賭博開張図利罪等で、賭客9人を賭博罪で検挙した。Bは懲役1年6か月（執行猶予3年）の判決が確定し、風俗営業許可を返納した。

上記のようなアミューズメントカジノ店関連の賭博事犯の検挙事例もあるところ、**違法な賭博ではなく適法な遊技が行われるよう、各種法令の遵守をお願いします**

警察庁・群馬県警察